

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.8

最近の規制動向（2025 年 9 月～10 月初旬）

=====

《 index 》

1. 暗号資産の制度整備を巡る国内外の動き
 2. 豪州・米国における金融機関の処分事例
 3. お問い合わせ先
- =====

1. 暗号資産の制度整備を巡る国内外の動き

2025 年 9 月には、暗号資産を巡る各国当局の制度整備に向けた動きが相次いだ。米国では、証券取引委員会（SEC）と商品先物取引委員会（CFTC）が、特定の現物暗号資産商品の取引に関する共同声明を公表した。これは、大統領のデジタル資産市場作業部会（PWG）の報告書で示された勧告を踏まえたものであり、登録取引所が特定の現物暗号資産商品の取引を促進することは禁止されていないとの職員の見解を明確化したものである。さらに、SEC と CFTC は、暗号資産関連の規制枠組みの調和に向けた取組みに関する共同声明を公表し、官民合同のラウンドテーブルを開催した。また、米国財務省は、「米国におけるステーブルコインのための国家イノベーションの指針および確立法（GENIUS 法）」の施行に関連する意見募集を開始した。加えて、英国財務省と共同で、「将来の市場に関する大西洋横断タスクフォース」を設立し、暗号資産等に関する勧告を取りまとめる方針を示した。他方で、日本においても、金融審議会の作業部会において、暗号資産に係る不公正取引規制（インサイダー取引規制など）や情報提供規制の導入などに関する議論が進められた。この

ように、米国では大統領の方針の下で暗号資産規制の明確化とイノベーション促進の両立を目指す動きが続く一方、日本でも暗号資産制度のあり方を巡る検討が着実に進展している。

2. 豪州・米国における金融機関の処分事例

同月には、複数の国で金融機関に対して重大な行政処分が実施された。まず、豪州では、証券投資委員会（ASIC）が、法人・リテール部門全体にわたる広範なミスコンダクトを認めた上で、豪州の大手銀行が総額 2.4 億豪ドルの制裁金を支払うことで合意したことを公表した。今回の制裁金は、ASIC が単一企業に対して科すものとしては過去最大規模であり、長年にわたり銀行全体で非財務リスク管理に重大な不備があった点が問題視されている。また、米国では、商品先物取引委員会（CFTC）が、10 社の金融機関に対し、記録保管や報告などのコンプライアンス関連の違反を理由として、総額約 833 万ドルの民事制裁金を科した。違反内容には、取引監視システムの不備、従業員による未承認の通信手段の使用、不正確なスワップデータの報告などが含まれる。

3. お問い合わせ先

勝藤 史郎

デロイト・トーマツ リスクアドバイザリー合同会社

リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-1300 Fax: 03-6213-1117

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイト・トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト・トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト・トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト・トーマツ ファイナンス アドバイザリー合同会社、デロイト・トーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト・トーマツ グループ合同会社を含む）の総称です。デロイト・トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。ま

た、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト・トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト・トウシュ・マツリミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト・トウシュ・マツリミテッド (DTTL)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.